

国重要文化財

赤煉瓦酒造工場整備事業募金



「明治を醸す赤煉瓦酒造工場」

旧醸造試験所第一工場は、国による醸造技術の研究・発展を目指し、明治37年5月に創設された大蔵省醸造試験所の清酒醸造試験工場として設立されました。設計は、明治の3大建築家の1人である妻木頼黄（よりなか）です。当建物は、通称「赤煉瓦酒造工場」といい、ドイツのビール工場を応用して設計された明治期の貴重なレンガ造り建造物であるとともに、産業遺産としても貴重とされています。

赤煉瓦酒造工場は、日本の酒造りの近代化と酒類産業の発展に貢献してきており、醸造試験所（現在の独立行政法人酒類総合研究所）の酒類研究の試験醸造、酒類醸造講習（人材養成）の実習工場として歴史を重ねてきました。平成26年12月、建物が技術的に優秀であり、歴史的価値が高いことから文化財審議会で審議の上、国の重要文化財に指定されました。その後平成28年4月からは文化庁の所管となり、文化財保護法に基づき平成28年3月31日付文化庁告示第35号により公益財団法人日本醸造協会が管理団体の指定を受け管理をすることとなりました。

当協会としては、赤煉瓦酒造工場の管理に当たり、明治以来の煉瓦壁の良さを生かすとともに、必要な白タイル煉瓦室の修復、見学者のための洗面所の改修、最も重要な屋根の修繕等が必要で、これらを実施するためには広く皆様に寄付をお願いする必要がありますと判断いたしました。もちろん、工事の実施に関しては、重要文化財として、北区、東京都、文化庁の指導のもと所定の手続きを経て実施してまいります。

赤煉瓦酒造工場では、事業として①赤煉瓦の酒造工場機能を生かした醸造に関するセミナーや実習の実施、②醸造用酵母の保管や培養試験の実施、③日本の醸造産業に資するミニイベントやきき酒審査会等の実施、④見学者への施設公開の実施等を行うこととしています。

皆様には、このような赤煉瓦酒造工場の歴史と現状にご理解をいただき、ご支援を賜りたく心よりお願い申し上げます。

赤煉瓦酒造工場管理団体 公益財団法人日本醸造協会 代表理事・会長 岡崎 直人

募集要領

- 1 募金の名称 赤煉瓦酒造工場整備事業募金
- 2 募金の目的
国重要文化財「旧醸造試験所第一工場」（通称「赤煉瓦酒造工場」）の整備
- 3 募金の使途
(1) 赤煉瓦酒造工場の建物整備
(2) 赤煉瓦酒造工場の設備の整備
(3) 赤煉瓦酒造工場の公開のための整備
- 4 募金の期間 平成 29 年 1 月 4 日～平成 30 年 3 月 31 日
- 5 募金目標額 1 億円
- 6 募金金額 1 口 10,000 円（複数口のご寄付をいただければ幸いです。）
- 7 寄付者への感謝
・銘板へのご芳名の掲載と日本醸造協会 HP にて発表（匿名も承ります）。
- 8 申込方法
別紙「寄付金申込書」に必要事項を記入の上、FAX（03-3910-3748）、E-mail に添付（akarenga@jozo.or.jp）、下記住所への郵送のいずれかの方法でお申込ください。
- 9 払込方法
払込取扱票（当寄付金専用）を利用し、郵便局・ゆうちょ銀行からお振込みください（払込手数料は、当協会が負担いたします）。
払込取扱票を使用しない場合は、以下の口座へのお振込みをお願いいたします。

口座名称：公益財団法人 日本醸造協会（ザイ）ニホンゾウゾウガキョウカイ）
金融機関：ゆうちょ銀行 店名（店番）：〇一九（ゼロイチキユウ）店（019）
預金種目：当座 口座番号：0387842
- 10 寄付金に対する税制上の優遇措置
当協会は、内閣総理大臣より「公益財団法人」としての認定を受けておりますので、当協会への寄付金には、特定公益増進法人（*）としての税法上の優遇措置が適用され、所得税（個人）、法人税（法人）の控除が受けられます。また、税額控除に係る証明を取得しておりますので、個人様の寄付については所得控除とのいずれか一方を選択いただくことができます。くわしくは、別紙「寄付金控除（税制上の優遇措置）について」をご参照ください。
*公益社団法人・公益財団法人はすべて特定公益増進法人と位置づけられています。
- 11 当募金への寄付は、任意でのご支援をお願いしています。